2020年9月18日現在[[1]](#footnote-1)

 日本銀行金融市場局

**米ドル資金供給オペの対象先公募について**

1．はじめに

○　日本銀行では、米ドル資金供給オペの対象先を公募しています。

――　米ドル資金供給オペの取引方法等については、日本銀行ホームページ（https://www.boj.or.jp/）に掲載している次の資料をご覧下さい。

・「米ドル資金供給オペの取引概要」

・「金融市場調節取引におけるオファー停止、対象先除外等の措置について」

○　次の手順で随時応募を受付けています。

|  |  |
| --- | --- |
| ①日本銀行金融市場局へのご連絡 | 随時（営業日の午前9時～午後5時） |
| ②オペ実務の事務説明会 | 日本銀行金融市場局において実施（日時は日本銀行金融市場局よりご連絡します） |
| ③応募 | ②の実施以後、随時（営業日の午前9時～午後5時） |
| ④選定結果の応募先への　通知および公表 | 日本銀行における審査終了後 |
| ⑤選定先との取引 | 選定結果の通知後所要の準備が整い次第開始 |

**2．その他**

○ 対象先は、「米ドル資金供給オペの対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不適当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以　　上

＜照会先＞

日本銀行　金融市場局

オペレーション企画担当部署

03-3277-1277、03-3277-1272

別紙

**米ドル資金供給オペの対象先選定基準・手続**

1．対象先としての役割

○　米ドル資金供給オペを機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。

(1)正確かつ迅速に事務を処理すること

(2)金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

○ 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合その他の日本銀行が対象先との間で行う米ドル資金供給オペの適切な運用を確保する上で支障が生じると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

**2.　対象先としての必須基準**

○　対象先は、次の要件を満たしている必要があります。

(1)共通担保オペ（本店貸付）の対象先、共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち日本銀行本店を貸付店としている先または国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先であること。

(2)米ドル資金供給オペにかかる米ドルを日本銀行との間で受渡するために使用する口座としてニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先（ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡を委託する先を含みます）であること。

○　共通担保オペ（全店貸付）または国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先の随時選定は、原則として、毎月第8営業日に、前月第9営業日から当月第8営業日までに受付けた応募を取り纏めて行っています。共通担保オペ（全店貸付）の対象先となることを希望する先は、2012年7月2日公表の「共通担保オペ（全店貸付）の随時選定について」をご確認頂き、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定に係る申請書」（別添3）も併せてご提出下さい（注）。国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先となることを希望する先は、2013年4月19日公表の「国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの随時選定について」をご確認頂き、「金融市場調節取引の対象先選定に係る申請書（随時選定）」（別添4）も併せてご提出下さい。

（注） 応募に際しては、応募日の前月中の適格担保差入平残（担保価額合計額から代理店契約に基づく保証額および歳入代理店契約に基づく保証額の合計額を差引いたベース）が100万円以上である必要があります（2012年7月2日公表の「共通担保オペ（全店貸付）の随時選定について」参照）。

3．事務説明会

○　対象先となることを希望することを検討している先を対象に日本銀行本店（新館4F）において事務説明会を開催します。

――　事務説明会の開催を希望する先は、予め下記の連絡先までご連絡頂いたうえで、事務説明会に出席される方の氏名、所属部署、連絡先電話番号および電子メールアドレスを次の連絡先に電子メールによりご連絡下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| **（連絡先）** | **日本銀行　金融市場局****オペレーション企画担当部署** |
|  | **TEL:03-3277-1277、03-3277-1272** |
|  | **E-mail：post.fmd26@boj.or.jp** |

4．応募方法

○　対象先となることを希望する先は、「米ドル資金供給オペの対象先選定に係る申請書」（別添1）および「米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座届出書」（別添2）を日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署（本店新館4F）まで提出して下さい（以下、申請書を提出した先を「応募先」といいます）。

――　事務説明会の場でご提出頂いても結構です。

5．選定方法

○　2.の必須基準を満たし、かつ、1．の役割の遵守を確約しているすべての応募先を対象先として選定します。

**6．対象先の選定結果の通知および公表**

○　対象先の選定結果は応募先に個別に通知します。また、対象先として選定した先は公表します。

**7．その他留意事項**

○　対象先の選定に当たっては、日本銀行が必要と認めるときは、応募先から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

○　対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです）に合併その他の事由が生じた場合において、日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、2.の必須基準または共通担保オペ（本店貸付）、共通担保オペ（全店貸付）もしくは国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先としての必須基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

○ 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、共通担保オペ（本店貸付）の対象先もしくは日本銀行本店を貸付店とする共通担保オペ（全店貸付）の対象先もしくは国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先であること、または共通担保オペ（本店貸付）の対象先もしくは日本銀行本店を貸付店とする共通担保オペ（全店貸付）の対象先もしくは国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先としての資格の移管を受けることを承認されていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。

①　対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。

②　対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、米ドル資金供給オペに関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。

○ また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との米ドル資金供給オペについて、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。

○　上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署に前広にご連絡下さい。

＜日本銀行金融市場オンラインを利用していない皆様へ＞

米ドル資金供給オペの対象先となった場合には、日本銀行金融市場オンラインを利用していただく予定です。日本銀行金融市場オンラインの導入準備には一定の期間を要しますので、日本銀行金融市場局までお早めにご連絡いただくようお願い致します。

以 　上

別添1

**米ドル資金供給オペの対象先選定に係る申請書**

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う米ドル資金供給オペの対象先となることを希望します。

１．当方は、米ドル資金供給オペの対象先となった場合には、「米ドル資金供給オペの対象先選定基準・手続」の1．に掲げる役割を遵守します。

２．当方は、「米ドル資金供給オペの対象先選定基準・手続」の2．に掲げる必須基準を満たしています。

３．当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

 　　年 月 日（注1）

（金融機関等コード）

（金融機関等名）（注2）

（役職名・代表者）

 　　 　　　　　　　　　　　　（注3）印（注4）

日本銀行金融市場局長 殿

（注1）　申請書の提出日を記載して下さい。なお、この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。

（注2）　日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注3）　頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

（注4）　代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

　■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1順位 | 第2順位 |
| 部署・役職 |  |  |
| 氏名 |  |  |
| 電話番号 |  |  |
| ファクシミリ番号 |  |  |
| E-mailアドレス |  |  |
| 住所：〒 |

別添２

年　月　日（注１）

日　本　銀　行

　　　　　　　　　御　中

（金融機関等名）

（役職名・代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　印（注２）

米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座届出書

米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座を以下のとおりお届けします（注３）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 米ドル資金受渡口座の名義（英語表記） |  |  |  |
| 米ドル資金受渡口座名義人のSWIFT BIC |  |  |  |
| 米ドル資金受渡口座番号 |  |  |  |
| 米ドル資金受渡口座のある金融機関および店舗名（英語表記） |  |  |  |
| 米ドル資金受渡口座のある金融機関のSWIFT BIC |  |  |  |
| 経由金融機関＊ | 経由金融機関名および店舗名（英語表記） |  |  |  |
| SWIFT BIC |  |  |  |

──　日本銀行からニューヨーク連邦準備銀行に発信するSWIFT MT202、210に必要な情報を記載してください。

＊ ニューヨーク連邦準備銀行から、米ドル資金受渡口座への資金振替にかかる経由金融機関がある場合に記載。

（注１）提出日を記載してください。なお、この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。

（注２）日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の代表者または代理者の印章を押なつし、または署名してください。

（注３）届け出た事項に変更があった場合には、全ての項目について記載したうえで、変更した項目が明らかになるように、同項目の右欄の破線枠内にチェック（✔）を付してください。

別添３

**共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定に係る申請書**

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）（以下「共通担保オペ（全店貸付）」といいます。）の対象先となることを希望します。

1.　当方は、共通担保オペ（全店貸付）の対象先に選定された場合には、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先随時選定基準・手続」の２．に掲げる役割を遵守します。

2.　当方は、日本銀行　　　　　　　　店（注1）を貸付店とすることを希望します。この場合の当方の取引店舗は　　　 　（注2）です。

3.　当方は、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先随時選定基準・手続」の３．に掲げる必須基準を満たしています。

4.　当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

 　　　年　　月 　日（注3）

（金融機関等コード）

（金融機関等名）（注4）

（役職名・代表者）

 　　　　　 　　　　　　　　　　　　（注5）印（注6）

日本銀行金融市場局長 殿

（注1）貸付店とすることを希望する日本銀行本支店名を記入して下さい。

（注2） 貸付店とすることを希望する日本銀行本支店と当座預金取引を行っている店舗名を記入して下さい。

（注3）申請書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行の受付印の日付を提出日とみなします。

（注4）日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注5）頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

（注6）代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1順位 | 第2順位 |
| 部署・役職 |  |  |
| 氏名 |  |  |
| 電話番号 |  |  |
| ファクシミリ番号 |  |  |
| E-mailアドレス |  |  |
| 住所：〒 |

**金融市場調節取引の対象先選定に係る申請書（随時選定）**

別添４

当方は、以下の諸点を確約のうえ、下表の金融市場調節取引の対象先となることを希望します。

※希望する金融市場調節取引の左欄に○を記入（複数希望する場合には、希望するすべての金融市場調節取引の左欄に○を記入）。

|  |  |
| --- | --- |
| 希望記入欄 | 金融市場調節取引の種類 |
|  | 国債売買オペ |
|  | 国庫短期証券売買オペ・国債現先オペ |
|  | 国債補完供給 |
|  | ＣＰ・社債等買入オペ |

１.当方は、希望する金融市場調節取引の対象先に選定された場合には、選定された金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる役割を遵守します。

２.当方は、希望する金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる必須基準を満たしています。

３.当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

 　　　年　　月 　日（注１）

（金融機関等コード）

（金融機関等名）（注２）

（役職名・代表者）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　（注３）印（注４）

日本銀行金融市場局長 殿

（注１） 申請書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行の受付印の日付を提出日とみなします。

（注２） 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注３） 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

（注４） 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1順位 | 第2順位 |
| 部署・役職 |  |  |
| 氏名 |  |  |
| 電話番号 |  |  |
| ファクシミリ番号 |  |  |
| E-mailアドレス |  |  |
| 住所：〒 |

■ＣＰ・社債等買入オペにおいて短期社債等の約定照合・決済照合および振替を行うための口座の開設状況等（注）

※ＣＰ・社債等買入オペの対象先となることを希望する先は、該当する区分にチェックを記入。

□　1．株式会社証券保管振替機構に短期社債等の振替を行うための口座を開設している「機構加入者」です。決済照合システムで利用する当方の金融機関識別コード（ＢＩＣコードまたは統一金融機関コード等）は、　　　　　　　　　　です。

□　2．1．には該当しませんが、口座管理機関に短期社債等の振替を行うための口座を開設しています。口座を開設している口座管理機関は、　　　　　　　　　です。

決済照合システムで利用する、当方の金融機関識別コード（ＢＩＣコードまたは統一金融機関コード等）は　　　　　　　　　　、当該口座管理機関の金融機関識別コード（ＢＩＣコードまたは統一金融機関コード等）は　　　　　　　　　　です。

（金融機関等名）

（注）ＣＰ・社債等買入オペの対象先選定後に変更が生じる場合には、予め日本銀行業務局にご連絡下さい。

1. 当初公表日は、2012年7月2日。 [↑](#footnote-ref-1)